

町田都市計画地区計画計画書（参考）

都市計画原町田六丁目地区地区計画を次のように変更する。（1999年11月1日町田市告示第176号）

名 称		原町田六丁目地区地区計画				
位 置		町田市原町田四丁目及び原町田六丁目各地内				
面 積		約2.8ha				
地区計画の目標		多摩の「心」にふさわしい町田市中心市街地の育成に向け、土地の合理的かつ健全な高度利用を促進し、良好な商業地の形成を図る。また、安全で快適な歩行者空間の確保並びに、ゆとりと魅力のあるまちづくりを目指す。				
区域の整備 関する開発 方針及び保全に	土地利用の方針	地区を商業A地区及び商業B地区に区分し、それぞれ次のように定める。 1. 商業A地区は、将来に向けた本市中心地にふさわしい商業地として、土地の合理的かつ健全な高度利用と、商業空間形成を図る。 2. 商業B地区は、将来に向けた本市中心地にふさわしい商業地として、土地の合理的かつ健全な高度利用と、建物の共同化を推進して、賑わいのある親しみやすい街の形成を図る。				
	地区施設の整備の方針	区画道路を適正配置し、整備を図る。また、商業の活性化並びに歩行者の安全性の向上と快適な道路空間の確保を図るとともに、必要な箇所（原町田中央通り等）についてはショッピングモール化を図る。				
	建築物等の整備の方針	中心市街地にふさわしい土地の合理的な利用を促進し、安全な歩行者空間を確保するため、建築物の壁面の位置の制限を行う。並びに、防災性能向上のため不燃化に努めるものとする。				
地区整備 計画	位 置	町田市原町田六丁目地内				
	面 積	約0.4ha				
	地区施設 及び規模 の配置	道 路	名 称	幅 員	延 長	備 考
			区画道路1号	9m	約43m	拡幅
			区画道路2号	4m	約55m	拡幅
建築物等 に関する事	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第6項の規定に該当する営業に係わるもの。 2. 作業場の床面積の合計150㎡以下の工場。				
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれにかわる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。後退部分については、歩道状空地として整備する。				

「区域、地区の区分、地区施設の配置は計画図表示のとおり」

理由：「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の改正に伴い表記上の整合を図るため、地区計画を変更する。